

外務大臣 町村 信孝 殿

日本弁護士連合会
会長 梶谷 剛

国際連合の人権理事会設置案を支持することを求める要望書

1. 国際連合では、経済社会理事会の下部機関として設置されている人権委員会に替えて、国連総会の3分の2以上の多数決によって選出される国連加盟国から構成される常設の人権理事会を、国連総会の下部機関または国連の主要機関として新たに設置するとの提案が検討されている。同提案は、本年9月に開催されるミレニアム+5サミットに向けて本年3月に発表されたコフィ・アナン国際連合事務総長の国連改革に関する報告書（A/59/2005）において発議され、本年6月に発表された国連総会議長作成のミレニアム+5サミット成果文書第一次草案（A/59/HLP/CRP.1）に盛り込まれた。
2. この人権理事会設置案は、人権問題を安全保障、開発の問題と並ぶ国連の目的の一つと位置付けた国連憲章の精神を実質化し、国連活動における人権の重要性を明確にする意義を有するものであり、当連合会もこれを支持するものである。
人権理事会設置の実現にあたっては、新たに設置される人権理事会が国連の人権活動を担う機関として、これにふさわしい加盟国から構成されることが重要である。また、国連人権機構の強化のためには人権高等弁務官事務所の強化が不可欠である。さらに、現行の経済社会理事会の下で確立されたNGOの参加の機会が、人権理事会との関係においても確保される必要がある。
3. 以上の理由から、日本政府におかれては、国連創設60周年の国連改革の意思決定を行う歴史的な機会であるミレニアム+5サミットにおいて、人権理事会設置案が採択されるよう同提案を積極的に支持するとともに、人権理事会の設置に当たり下記の点が実現されるべく行動されるよう要望する。
 - (1) 人権理事会の構成国が、国連憲章第7章の規定に基づく措置の対象として安全保障理事会に審議が付託されていないこと、主要な国際人権条約の締約国であるかまたは締結の意思を表明していること等の要素により判断される、人権問題についての適格性を備えた加盟国の中から選出されること。
 - (2) 人権理事会の設置と併せて、これを支える事務局である人権高等弁務官事務所について、国連通常予算からの同事務所に対する予算配分を、2010年までに現状から倍増する等の具体的な数値目標を設定して、財政的・人的な強化を図ること。
 - (3) 国連憲章第71条に基づきNGOに付与される経済社会理事会との協議資格が、国連総会の下部機関または主要機関として設置される人権理事会に適用されることが明確にされること。

以上